医師の働き方改革及び看護職員の業務負担軽減について

患者様・ご家族の皆様へのお知らせ

2024.4.1 更新

厚生労働省では、「医師の働き方改革」及び「看護職員の業務負担軽減」として業務負担軽減や長時間労働の短縮に向けた取組を推進しています。

当院における取組の一例をご紹介させていただきます。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

多職種の役割分担推進のための委員会

委員会:医師・看護師の負担軽減委員会

構成員:医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・放射線技師・臨床検査技師・事務

《当院における医師の負担軽減・処遇改善の一例》

- 1,看護師による診察前問診。入院説明。検査の手順説明。
- 2. 薬剤師を病棟に配置。持参薬の確認。検査値オーダー確認。服薬指導。
- 3. 画像検査・生理検査・検体検査の所見についての医師への進言
- 4. 腹部エコー検査を医師・診療放射線技師・臨床検査技師のタスクシェア業務
- 5. 栄養士による経管栄養の選定や量の提案
- 6. 医師事務作業補助者による診断書などの文書作成補助

《当院における看護師の負担軽減・処遇改善の一例》

- 1. 看護補助者の配置
- 2. 多様な勤務形態の導入
- 3. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮
- 4. 夜勤負担の軽減
- 5. 院内保育所の設置
- 5, 超過勤務縮小